

株式会社常陸那珂ジェネレーション「常陸那珂共同火力発電所1号機  
建設計画環境影響評価書」に係る確定通知について

平成28年8月3日  
経済産業省

当省は、株式会社常陸那珂ジェネレーション「常陸那珂共同火力発電所1号機建設計画環境影響評価書」（以下「評価書」という。）について審査した結果、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社常陸那珂ジェネレーションに対し、評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を行った。また、当省は同法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社常陸那珂ジェネレーションは、同条第2項の規定に基づき、茨城県知事等に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条の規定に基づき、確定した評価書を公告及び縦覧（1月間）し、周知することとなる。

（これまでの環境影響評価に係る手続き）

計画段階環境配慮書受理	平成26年 4月23日
環境大臣意見受理	平成26年 6月30日
経済産業大臣意見発出	平成26年 7月17日
環境影響評価方法書受理	平成26年10月 1日
住民意見の概要等受理	平成26年11月28日
茨城県知事意見受理	平成27年 2月18日
経済産業大臣通知	平成27年 3月 9日
環境影響評価準備書受理	平成27年10月28日
住民意見の概要等受理	平成27年12月24日
茨城県知事意見受理	平成28年 4月 1日
環境大臣意見受理	平成28年 5月27日
経済産業大臣勧告	平成28年 6月13日
環境影響評価書受理	平成28年 7月25日
経済産業大臣確定通知	平成28年 8月 3日

問い合わせ先：電力安全課 長村、松浦  
電話03-3501-1742（直通）